みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

東日本大震災における文化財レスキューについて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日高, 真吾 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00005859

東日本大震災における文化財レスキューについて

日　髙　真　吾

はじめに

関東地方から東北地方にかけて甚大な被害をもたらした東日本大震災では，多くの文化遺産も被災した。そして，ここで被災した文化財のレスキューには多くの文化財関係者が参加し，その救援活動をおこなった。

大規模災害時における被災文化遺産のレスキューの外形が整えられるのは，1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震を契機とする阪神・淡路大震災である。都市直下型の地震としてかつて経験したことのない被害をもたらしたこの震災から，私たち文化財関係者は多くのことを学び，経験した[1)]。そして阪神・淡路大震災の経験は，その後の大規模災害における被災文化財の救援活動の効果的な体制や活動のありかたの拠り所になってきた。たとえば，国立民族学博物館（以下，民博）に所属している筆者の場合，2007年3月25日に発生した能登半島沖地震で倒壊した穴水町指定「明泉寺台燈籠」の保存修復支援として，X線透過試験による損傷個所の同定，金属成分の組成分析，地震による倒壊現象の再現試験を実施し，保存修復方針の策定や今後の災害に備えた免震台の選定等に寄与した[2)]。また，穴水町のシンボルとして位置づけられるこの「明泉寺台燈籠」が返却される際には，改めてこの貴重な文化遺産の価値を地元で感じてもらうため，文化庁の「伝統文化子ども教室」の協力を受けながら，関連ワークショップの実施を支援し，被災地の方々と地域文化の重要性について語り合うことを試みた。その他，2009年8月9日の佐用町豪雨による洪水では，地域の歴史を伝えるうえで重要な位置を占める個人宅の所蔵品を救出し，応急処置を施した。その結果，洪水で被災した民俗資料の洗浄方法を技術開発することができ，この技術は東日本大震災の救援活動でも大いに役立てることができた[3)]。さらに，ここで述べた能登半島沖地震や佐用町豪雨の水害で実施した支援活動を中心に紹介し，被災文化遺産の救援活動のステージを整理した企画展「歴史と文化を救う－阪神・淡路大震災からはじまった被災文化財の支援」を2010年7月22日～9月28日に民博で開催した[4)]。これは，被災した文化遺産への支援活動全般について提言できた展示になったと考えている。

このような，阪神・淡路大震災以降におこなってきた災害時における文化財支援の経験をもとに，東日本大震災でも被災文化財の救援活動を試みた。しかし，東日本大震災による被害は広範囲におよび，これまでの災害の経験だけでは解決できないものであったことも事実である。筆者も含め，文化財関係者は，これまでの経験を拠り所にしながらも，新たに文化遺産の救援活動の在り方について，模索することが求められたのである。

そこで本稿では，東日本大震災で被災した文化財の救援活動について，東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会がおこなった文化財レスキュー事業の概要と救援委員会の構成団体として文化財レスキュー事業に参加した民博の活動について紹介する。

1. 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の概要

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下，救援委員会）は2011年4月1日に発足した組織である。東日本大震災で被災した文化財のレスキュー事業を全国的な支援体制を構築して実施することを目的とし，文化庁のよびかけに呼応した団体で構成され，東京文化財研究所が事務局となって活動を展開した。救援委員会の組織図を**図1**に示す。

今回の震災による文化財の被災状況の特徴は，

広範囲に及んだ大津波が主な被災要因であり，これまで経験していた地震や河川の洪水による被災状況とは大きく異なっていたことがあげられる。また，地域社会そのものが大きなダメージを受け，救援活動を実施するために必須となる自治体組織の復旧がそれぞれの地域によって違っていたこともこれまで経験したことのない状況であった。このような状況のなか，救援委員会の文化財レスキュー事業は，2011年4月1日から2012年3月31日までという期間が延長され，2013年3月31日をもって解散した。

救援委員会がおこなう文化財レスキュー事業の活動内容やその対象は，以下に示す東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）の実施要項に定められている。

事業の内容

地震等による直接の被災や，被災地各県内の社寺，個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により，緊急に保全措置を必要とする文化財等について，救出し，応急措置をし，当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず，当面，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書，考古資料，歴史資料，有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

これらの要項を要約すると，救援委員会の活動は，救出，一時保管，応急処置の3つの活動を柱として支援するものである。そして，その対象は国・地方の指定等の有無にかかわらず，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書，考古資料，歴史資料，有形民俗文化財等の動産文化財および美術品を中心としたものとされている。ここで対象とされた文化財の設定には大きな意味がある。文化財とは本来，指定・未指定を問うものではないが，補助事業等の予算措置の面からいえば，通常，文化庁や自治体の教育委員会で保護の対象とされる文化財は，指定品に限られている。そのため，救援委員会が対象とするのは，指定品を優先するのではないかとの誤解を受ける可能性があった。そこで，ここでの対象は“文化財等”として，指定の有無を問わないことを強調している。また，通常，文化財という枠組みには，自然史の資料は含まれないが，ここでも“文化財等”という表現から，それらの資料群も対象とする解釈が可能となったのである。なお，このような決断で組まれた体制は，1995年の阪神・淡路大震災以来であり，この点においては阪神・淡路大震災の経験が活かされたものとして大きく評価できよう。一方で，文化財という概念を考える場合，指定，未指定の問題は必ずでてくる。そこで，文化財をもっと包括的にとらえようとする際は，文化遺産あるいは文化資源という用語が用いられる風潮が近年は多く見受けられるようになった。しかし，本来，文化財とは，文化的な所産として貴重あるいは重要なものを指すものであることは，文化財の根本理念にあるのではないだろうか。これは，文化財保護法においても，「文化財とは，我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものである」

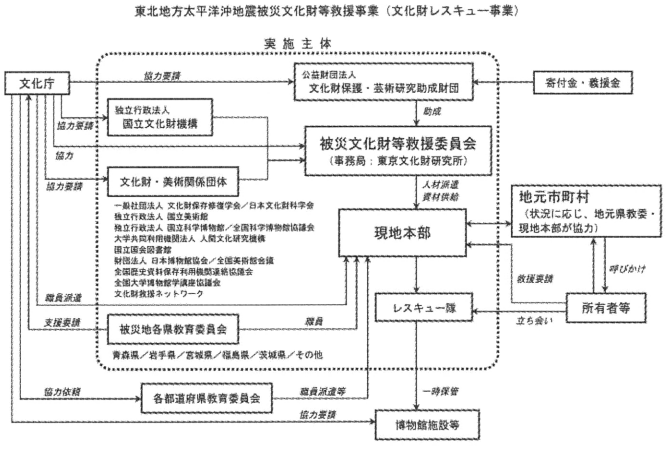

図1　救援委員会組織図

と明記していることからも解釈できる。いずれにせよ，地方に内包されている文化財のレスキューをおこなう際，あえて「等」をつけなくても，被災地にとって文化財と位置づけられるものは，すべからく文化財レスキューの対象となるということが一般化された解釈となることを望みたい。

文化財レスキュー事業は，4月中旬以降にはじまった。活動がおこなわれた県は，支援要請を申請した県に限っておこなうという原則のもと，宮城県，岩手県，茨城県，福島県である。また，実際の活動は，現場の活動拠点として現地本部を設置することとし，最初の現地本部は，宮城県の仙台市博物館に設置され，活動拠点としての機能を果たしていただいていた。このような体制は，現地本部と被災県の教育委員会の担当者がそれぞれ連携をとり，さらに，市町村の教育委員会がきめ細かくかかわることを目指したものである。なお，文化財レスキュー活動では，文化財には必ず所有者がいることを前提とし，所有者が承知していないところで文化財レスキュー事業はおこなわないという原則を設けた。この点は，人命救助で倒壊した家屋に自衛隊等が救出に向かう活動とは一線を画すものであり，今後の災害時における文化財レスキューにおいてもこの原則は踏襲すべきであろう。

なお、救援委員会の活動をおこなっていくには，当然，資金が必要となってくる。活動当初の4月から7月までは構成団体が各機関において予算化し，活動資金としていた。同時に，近藤誠一文化庁長官から，文化財レスキュー事業に関する義援金・寄付金がよびかけられた。そして，ここでいただいた浄財が公益財団法人文化財保護芸術研究助成財団に集められ，そこから救援委員会に助成金として支給され，8月より運用できるようになった。救援委員会は，活動当初，このような2段構えの活動資金のもとに人材の派遣や資材の供給をおこない，文化財レスキュー事業を展開していたのである。

2. 民博がおこなった民俗文化財の救援活動

民博は世界中の民族・民俗資料を収集している文化人類学および関連分野の研究機関である。したがって，多様な素材で構成されるこれらの資料を安定的に収蔵し，保存修復の在り方について研究する分野も設けられており，筆者はその一翼を担っている。そこで，救援委員会における民博の役割は，民俗文化財の救援活動の実施が中心であり，図2に示すように宮城県と岩手県において救出，一時保管，応急処置，そして整理・記録の作業の一部をおこなった。

救出活動は，被災現場から文化財を取り出す作業である。ここでの作業は，周囲のがれきの撤去作業で巻き起こっている粉塵への対処，ヘドロなどの匂いや暑さと戦いながらの作業となる（**写真1**）。また，災害発生から日数がたち，さまざまなものの腐敗が始まると，破傷風の心配がでてきた。さらに電気も通っていない被災した博物館施設では，真っ暗な場所での作業となり，床にがれきが散乱する不安定な足元と天井からの落下物に注意しなければならない。そのため，マスクはも

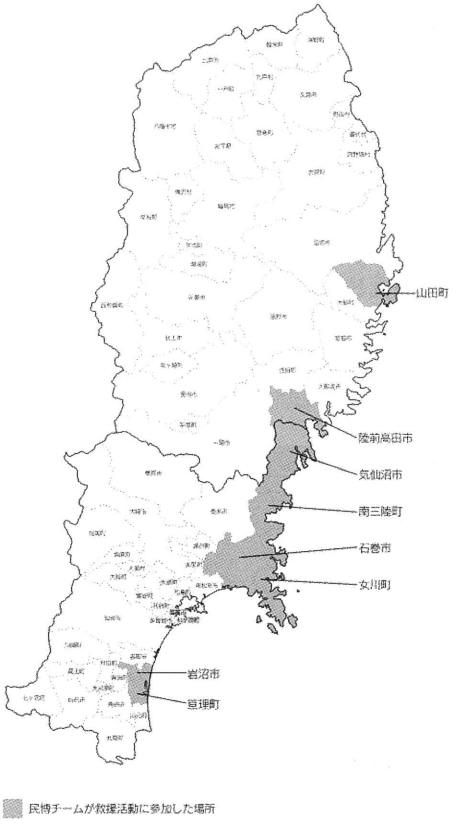

図2　文化財レスキュー事業に民博が参加した地域

ちろん，ヘルメットや長そで・長ズボンの作業服，分厚い作業手袋や安全靴，ヘッドライトなどを装備する必要がある。このような環境のなか，床面に散らばっているガラスの破片や津波が運んできたヘドロを取り除きながら，埋もれている民俗文化財を探していく。装着しているゴーグルはすぐに曇り，全身汗まみれとなりながらの作業は，体力を著しく消耗してしまう。また，民俗文化財とがれきやごみとの区別がつかないものも多数でてくる。その場合は，「民俗文化財かもしれない」ということで，救出の対象とした。

また，救出活動をおこなう作業チームは，いろいろな研究機関や大学，博物館からの協力者で構成される。日ごろから気心の知れている職場の同僚でもなく，専門性のまったく異なる人びとからなる集団である。ともすれば，個々人がばらばらの作業をおこなってしまい，作業効率のあがらない現場になる可能性もある。そのため，作業責任者は，実際の作業現場を下調べし，事故を起こさない作業計画を立案する。また，作業チーム全員に作業目的を説明し，こまめに休憩をとりつつ，全力で作業現場全体の安全を確保して，効率的な作業成果を達成することが求められるのである（**写真2**）。

一時保管の作業は，救出した文化財を安全な場所へ移動し，一時保管する活動である。この作業は，被災した博物館の担当者が立ち会える限られた時間のなかで，文化遺産を一気に保管場所へ移送することが求められた。というのも，被災地では文化遺産の救出活動の前に，生活全般の復旧・復興活動が求められ，博物館担当者といえども，博物館のことだけに従事することは許されない状況だからである。可能な限りトラックの荷台に積載して移送するため（**写真3**），脆弱なものは別として，ある程度，強度のあるものは，美術梱包をする暇はなかった。ただし，移送時の破損事故などは文化財の保存の専門家としては起こしたくない。したがって，荷台には強度のあるものを下に，ないものを上に積み込んでいくが，パズルのようなこの作業は，何回も積み直しが必要となり，時間だけが経過する。時間のないなか立ち会っていただいた被災地の担当者の方は，そのような作業にもじつに根気良くつきあってくださった。その結果，救援委員会が実施した移送作業では大きな事故はおこっていない。なお，この移送作業では，日ごろ，トラックを運転するドライバーではなく，乗用車に乗りなれている人間がトラックの運転をすることとなった。地震によって亀裂や段差のできている道路状況のなか，事故を起こさないように50㎞から100㎞ほど離れた目的地まで移送することは大変な労力を要するものであった。

応急処置の作業は，被災した文化財の劣化が当面進まないよう，応急的な処置をおこなう作業である。ただし，応急的な処置とはいえ，何らかの処理を文化財に施すことにはかわりない。したがって，救出，一時保管の作業と比べると，時間をかけてその処理内容を検討し，実施する作業となる。

今回の震災で被災した民俗文化財の汚損原因

写真1　文化財の救出作業

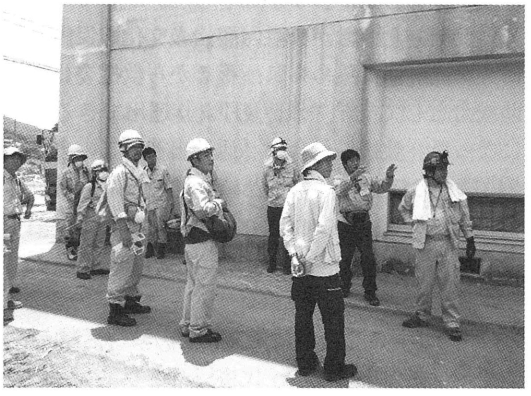

写真2　作業前のミーティング

は津波によって運ばれた砂の付着であり，主な劣化要因は海水に含まれている塩分であった。そこで応急処置では，表面に付着した砂と塩分の除去をどのように考え，対応するのかという方法論から検討することとした。

砂の付着については，まずは目に見える汚れとして除去する必要があるということは明らかである。清浄環境にある一時保管場所において，砂まみれのものを仮置きすれば，保管場所を汚すこととなり，その環境を劣悪なものにさせていく。また，この砂には塩分も含まれているので，湿気をよび込み，カビの発生や金属部分の錆を促進させる。さらには，一時保管場所で進められる整理作業において，取り扱いを困難にし，整理作業そのものを著しく阻害する要因となる。

主な劣化要因の塩分に対しては，本格的な保存修復では当然，塩分の除去を目的した脱塩処理が必要であることは認識していた。ただし，この脱塩処理を応急処置としておこなうべきかについては，慎重な検討を要すると考えた。それは，脱塩処理が文化財に与えるダメージへの配慮と，脱塩処理以前におこなうべき処置があるのではと考えていたからである。

実際に筆者自身が民俗文化財の保存修復の専門家として関わってきた保存処理で，脱塩処理が必要と判断されたものは，常時，海水にさらされてきた漁撈用具や高濃度の塩分環境のなかで使用された醤油醸造用具，製塩用具が中心である。そのような経験をもとに，あらためて今回の震災で被災した民俗文化財の状態を観察したところ，緊急的に脱塩処理が必要と観察されるものはなかった。むしろ，脱塩処理をおこなった場合の問題の方が大きいと感じた。それは，応急処置をおこなう現場に，脱塩処理がおこなえる環境が整えられていないという問題である。民俗文化財はさまざまな形状や大きさのものがあり，木材を中心としつつも，金属や紙，塗りなども含まれており，多様な素材で構成されている。また，大量の文化財群として扱わなければならない。したがって，民俗文化財の脱塩処理では，それぞれの構成素材の状態を注意深く観察しながらも，一気に大量のものを脱塩処理できる大型の水槽，もしくはたくさんの水槽を用意しなければならない。また，一時保管場所において，脱塩処理後の民俗文化財を安全に乾燥できる環境も整っていないという問題もあった。木材を脱塩液に浸漬するということは，当然，処理後の乾燥作業が必要となってくる。大量に水を含んだ木材は急速に乾燥させると収縮，変形，あるいは亀裂といった破損を引き起こしてしまう。したがって，一度，脱塩処理をおこなった場合は，ゆっくりと乾燥させることのできる場所と環境が必要なのである。

写真3　一時保管場所への移動

以上のことから，当時の一時保管場所で応急処置をおこなう場合，脱塩処理をおこなうことは難しいと判断し，作業を二段階に分けて考えることとした。

第一段階は，民俗文化財の表面を汚損し，取り扱いそのものを困難にしている砂およびヘドロの除去である。この除去法については，当初は，佐用町豪雨の水害をはじめとする河川の水害による被災民俗資料の洗浄と同様，一度，水に浸漬して，表面の砂やヘドロを剥脱しやすい状態にしてから，柔らかい刷毛やブラシを用いて除去することを考えた。そして，この方法は，隣接していた製紙工場の原料が大量に流れ込んだ石巻文化センターの民俗文化財について大きな成果をあげることができた。しかし，他の現場の民俗文化財の応急処置では，汚損の状況が違うということに気づいた。それは，民俗文化財の表面を汚損している主なものが海砂であり，すでに乾燥している場合には，無理に水を使わなくても，刷毛などによる払い落としの作業で十分に除去できるということ

である。また，応急処置を進めていた時期は梅雨を迎えつつあり，水洗後の乾燥でカビが発生することが懸念された。そこで，大部分の民俗文化財は，水は極力用いず，柔らかい刷毛やブラシで構成する洗浄キット（**写真4**）を用いて作業をおこなうこととした。もちろん，水洗作業をおこなう必要があると判断したものは，洗浄後の乾燥に十分に配慮しながら作業をおこなった。この洗浄作業では，洗浄キットで落とせるだけの砂を除去し，そこで除去しきれないものは，次の段階となる本格的な保存修復作業に委ねるという極めて明快な判断基準をつくることができた。その結果，日本博物館協会の会員館の多くの学芸員の方をはじめ，大学生などとも共同作業が実現し，大量の民俗文化財の一時洗浄を達成でき，大きな成果をあげることができたと考えている[5)]。

第二段階での作業は，塩分の除去を見据えた活動であり，2012年度以降の課題とした。具体的には，まずは救出した民俗文化財の状態調査として，顕微鏡観察やX線透過試験等の保存科学調査をおこない，民俗文化財の劣化状況を詳細に観察した。次に観察結果をもとに，具体的な脱塩処理の方法を検討した。その結果，東北学院大学で一時保管されている石巻市鮎川収蔵庫の民俗文化財の一部について脱塩処理をおこなった（**写真5**）。脱塩処理は，イオンクロマトグラフィで，脱塩液に含まれる塩分濃度を測定し，脱塩液の交換や脱塩処理の終了時期の目安にするとともに，民俗文化財が含んでいた塩分量の算出もおこなった。その結果，今回のプロジェクトに協力いただいた公益財団法人 四国民家博物館の醤油醸造用具と比較しても，それ以上の塩分量が検出されたことが明らかになった。今後は，本格的な被災民俗文化財の脱塩処理の体制を構築する所存である。

なお，応急処理作業では，砂の除去を中心とした洗浄作業とともに，救出した民俗文化財の全体量を把握するためにリスト作成もおこなった。リストの作成自体は救出，一時保管の作業でも既におこなわれていたが，応急処置はこれまでの作業のなかでも，個々の民俗文化財をもっともよく観察できる作業となる。そこで，これまでつくられたリストをもとに1点あるいは1件ごとにナンバリングし，写真撮影をおこない，より完全なリストを作成した。このリストは，応急処置完了後，救援委員会と被災地の教育委員会があわせて保管し，次におこなわれる保存修復計画や資料台帳の作成などの活動へと引き継がれていくと考えている。

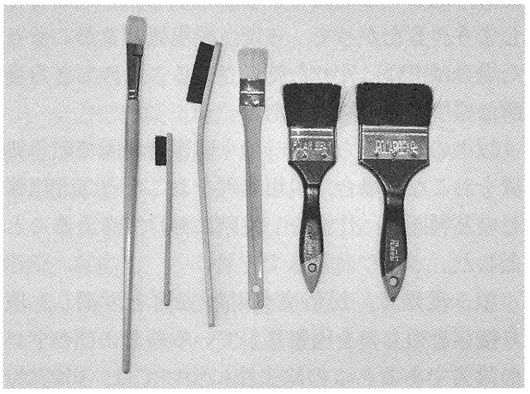

写真4　洗浄キット

写真5　脱塩処理作業

写真6　生物生息調査

おわりに―被災した有形文化遺産への今後の支援

最後に被災した文化財の今後の展開について少し述べておきたい。まずは，一時保管場所の利用が長期化することが決定的な状況となっている現状において，適切な保管環境をつくるとことを実施しなければならない。この環境の創出には，IPMの理念に基づいた調査と保管場所の運用を提言していきたいと考えている。

具体的には，今回の震災も含めて，民俗文化財の保管場所としては学校の空き教室を利用する事例が多い。学校施設は大きな空間を確保でき，大量の民俗文化財を保管できる要素をもっている。しかしながら，文化財害虫が侵入しやすく，温度湿度を安定させるための制御も難しい。さらに大きな窓を備えているので外光の影響を受けやすいという問題点もある。このような環境をどのように適切に使用できるのか，現在，これらの一時保管場所の虫やカビの生息状況を確認するための生物生息調査（**写真6**），空気環境の調査（**写真7**），温度湿度の測定，室内の照度や紫外線量の測定（**写真8**）をおこなっている。そして，空き教室の改修計画を策定し，地元自治体に提言している。また，応急処置の段階で課題とした脱塩処理については，地元でおこなえる適切な処理方法の策定に取り組んでいる。なお，これらの活動については，人間文化研究機構連携研究「文化遺産の復興に向けたミュージアムの活用のための基礎的研究－大学共同利用機関の視点から」(代表　日髙真吾　2012年度から2014年度）と民博の文化資源プロジェクト「東日本大震災で被災した文化財の保管環境に対する調査研究」(代表　日髙真吾　2012年度から2013年度）の研究活動を中心に実施している。

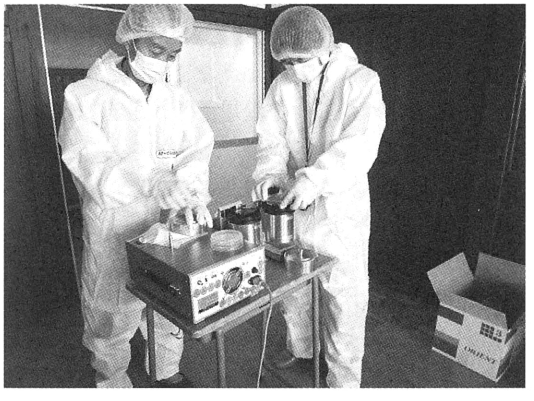

写真7　空気環境の調査

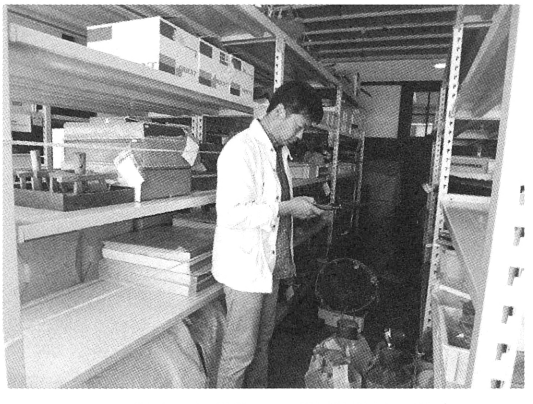

写真8　照度および紫外線量の測定

以上，本稿では，救援委員会の概要とその構成団体である民博の活動について概観し，今後の支援計画について紹介した。大変な被害となった東日本大震災は，まだまだ支援を必要としている。このことを忘れずに，文化財の専門家としておこなえる活動を実践していきたい。

参　考　文　献

1）文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか「阪神・淡路大震災の検証」』1999年　クバプロ

2）日髙真吾「被災した民俗文化財「明泉寺燈籠」の研究」『民具研究』P4-15 2010年

3）日髙真吾「博物館資料の被災防止と救援活動」石崎武志編『博物館資料保存論』P84-98　2012年　講談社

4）日髙真吾責任編集 企画展「歴史と文化を救う－阪神淡路震災からはじまった被災文化財の支援活動レポート」2010年　国立民族学博物館

5）日髙真吾「国立民族学博物館の活動」東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会編『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書』P131-135　2012年

（ひだか・しんご　国立民族学博物館）